景観条例 (和歌山県)

・和歌山県景観条例に基づく対象行為については、届出が必要です。

■届出対象行為

行為の種類		バッファゾーン (慈尊院地区)	国道370 号及び鉄道沿線	その他の地域
建築物の新築、増築、改築若しくは、移転、外観を変更するこ		全ての行為	高さ10m超または	高さ13m超または、延べ面
ととなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更			延べ面積 500 m²超	積 1,000 m²超
工作物の	① 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で	全ての行為	高さ10m 超または	高さ13m超または、延べ面
新築、増	次に掲げる用途に供するもの		築造面積 1,000 ㎡超	積 1,000 ㎡超
築、改築若	・アスファルトプラント、コンクリートプラント、			
しくは、移	クラシャープラントその他これらに類するもの			
転、外観を	・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに			
変更する	類するもの			
こととな	・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の			
る修繕若	用途に供するもの			
しくは模	②広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これら	全ての行為	高さ 10m超	高さ13m超
様替え又	に類するも			
は色彩の				
変更	② の他の工作物	全ての行為	高さ 10m超	高さ13m超
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		全ての行為	1,000 ㎡超	2,000 ㎡超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変		全ての行為	1,000㎡超	2,000 ㎡超
更				
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		全ての行為	1,000 ㎡超	3,000 ㎡超